

(一財)取手市農業公社の穀類等乾燥調製施設及び水稻育苗施設更新に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和 6 年 8 月 19 日
取手市まちづくり振興部
農政課(農業公社)

1. 調査の目的

取手市まちづくり振興部農政課(以下「本市」という。)が所管する(一財)取手市農業公社(以下「公社」という。)は、取手市の農業振興の一環として、農業生産力の発展及び生産性の高い近代的農業を確立するため、昭和62年4月に取手市と茨城みなみ農業協同組合の出資により設立しました。

平成元年度からは、穀類等乾燥調製設備と水稻育苗設備を設置し、ライスセンター事業(穀類等乾燥調製設備)、育苗事業(水稻育苗設備)を行って参りましたが、事業開始から35年が経過し、交換部品の供給が途絶えている設備も多く、老朽化も進んでいます。

今回、設備の更新に当たっては、従来型だけではなく、リース等様々な手法が想定されますので、その中から、条件に適した事業手法を検討したいと考えております。

そこで、民間事業者との「対話」を通じて、事業方針を定めるため、民間事業者の事業参入意向、参入しやすい公募条件等を整えるために、サウンディング型市場調査(※1)(以下「本調査」という。)を実施します。

なお、本調査で表明された意見は、事業化に当たっての参考としますが、本調査への参加の有無や本調査における意見の内容は、後に予定されている実施事業者の選定プロセスには一切の影響を及ぼすものではありません。

(※1)サウンディング型市場調査とは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行い、当該事業のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理を行うものです。

2. 本調査の概要

2-(1)調査対象

対象施設(茨城県取手市押切259番地)

穀類等乾燥調製施設内の設備一式

面積: 1,432.7㎡

構造: 鉄骨造一部二階建、屋根折版葺

水稻育苗施設内の設備一式

面積: 408㎡

構造: 鉄骨ストレート造一部二階建

2-(2)本調査の対象者

本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ。

但し、次のいずれかに該当する場合は対話に参加することはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正・再生手続中の者
- ④取手市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第2号）第2条第1号及び第2号に該当する者
- ⑤市税を滞納している者

2-(3)参考資料

- ・資料①【穀類等乾燥調製施設】令和5年度 実績、能力 別紙
- ・資料②【水稲育苗施設】令和5年度 実績、能力 別紙

3. 対話の内容

主に以下のテーマについて、可能な範囲で御意見及び御提案をお聞かせ下さい。事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

以下のテーマ以外についても、本事業の課題等、今後の公募に関連する事項や公募条件において、本市及び公社に配慮を望むこと等があれば、御意見をお聞かせ下さい。（一部の項目でも構いません）

3-(1)

- ①本調査への参加理由について
- ②事業手法（設備更新）のアイデアについて
- ③事業が実現できた場合に付加価値として提案可能な内容
- ④事業のメリット・デメリットについて
- ⑤事業実施による業務効果及びコストの削減について
- ⑥事業の市場性の有無について
- ⑦事業対象施設の選定について
- ⑧事業化に向けたスケジュールについて
- ⑨事業化に向けて必要となる資料について
- ⑩事業化の課題・条件・本市及び公社に対する要望等について
- ⑪利用可能な補助金について
- ⑫その他（公社事業全般について）

3-(2) 公社の考え方

① 穀類等乾燥調製施設及び水稻育苗施設内の設備について

大半の設備は老朽化が進んでいます。不具合が認められた物については、毎年度、補修を行っていますが、全てを更新するには、莫大な費用が見込まれ、限られた財源で実施することは非常に困難であると考えられます。

公社は、農作業内容に制約を受ける農家にとって必要不可欠な施設となっており、この事業を行う事により、耕作が継続できるため、農家離れ、耕作放棄地を防止する効果があることから、本市においても非常に重要な施設であり、事業を継続して行きたいと考えています。

4. 本調査の流れ

4-(1) 参加申込み

参加の申込みは、令和6年10月15日(火)午後3時までに別紙「参加申込書」を電子メールに添付して提出して下さい。メールの件名は「【事業者名】農業公社サウンディング調査への参加申込み」として下さい。メールアドレスは、「7. 担当部署」を参照して下さい。

4-(2) 図面確認、現地確認及び質疑の受付

対象の施設及び設備について、図面及び現地の確認を希望される場合は、令和6年10月15日(火)午後3時までに別紙「現地確認申込書」を電子メールに添付し提出して下さい。メールアドレスは、「7. 担当部署」を参照して下さい。

また、本調査について、対話の前に、質疑がある場合は、令和6年10月15日(火)午後3時までに別紙「事前質問票」を電子メールに添付し提出して下さい。メールアドレスは、「7. 担当部署」を参照して下さい。

4-(3) 対話日時・場所の決定

- ① 対話の日時等は、参加者にメール等で御連絡いたします。
- ② 実施時間は午前10時から午後5時までの間で、1時間から2時間程度で設定します。
- ③ 申込み多数の場合は、御希望以外の日程時間帯で調整させていただく場合がございます。
- ④ 本調査の後日、追加調査をお願いする場合がございます。
- ⑤ 対話の実施場所は、取手市役所藤代庁舎を予定しています。

4-(4) 本調査実施方法

- ① 対話は事業者のアイデア・ノウハウを守るために個別に実施します。
- ② 対話・提案のために必要な資料・機器がある場合は、当日御持参して下さい。

5. スケジュール

内 容	日 時
・実施要領及び参考資料の公表	令和6年 8月19日
・図面確認、現地確認及び質疑の受付	令和6年10月15日まで
・本調査参加申込み、エントリーシートの提出	令和6年10月15日まで
・対話(ヒアリング)日程	令和6年11月1日から15日まで
・本調査結果の公表	令和6年12月中旬

6. 本調査参加協力に関する留意事項

6-(1)参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、今後予定されている事業者公募等における評価の対象とはなりません。

6-(2)費用負担

本調査協力に関する書類作成・提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

6-(3)提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれ参加者へ帰属しますが、提出書類は返却しません。
本市及び公社は、結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提供資料を使用することはありません。

6-(4)提供資料の取扱い

本市及び公社が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

6-(5)特許権など

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠件、商標などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されるべき第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法を用いた結果生じる責任は参加者が負うものとしします。

7. 担当部署(データ提供依頼、参加申込み、その他問合せ)

取手市役所 まちづくり振興部 農政課(担当：染谷)

一般財団法人 取手市農業公社 事務局(担当：福田)

所在地：〒300-1592

茨城県取手市藤代700番地

取手市役所 藤代庁舎1階

TEL：0297-74-2141(内線2110、2170)

FAX：0297-82-6450

Eメール：toride-noukou@tbz.t-com.ne.jp

①施設の位置図 別紙

②施設の面積

(穀類等乾燥調製施設：1,432.7㎡)

(水稻育苗施設：408㎡)

③施設の構造

(穀類等乾燥調製施設：鉄骨造一部二階建、屋根折版葺)

(水稻育苗施設：鉄骨ストレート造一部二階建)

④施設の写真 別紙

⑤直近の実績

(穀類等乾燥調製施設：令和5年度 利用者78名。粃の処理83.82ha)

(水稻育苗施設：令和5年度 利用者134名。苗の販売32,420箱)

⑥必要な能力、機能

(穀類等乾燥調製施設：1日の荷受粃最大60トン)

(水稻育苗施設：全8回の播種で最大35,000箱)